

船橋市子どもの進路選択支援事業実施要綱

（事業の目的）

第1条 本事業は、貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯の子ども・保護者に対し、専門性を有する支援員による訪問等により、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第2条 本事業は、生活保護世帯の子ども・保護者に対し、専門性を有する支援員がケースワーカー等と連携して次に掲げる内容の支援を行う。

- （1）進路選択に関する支援
- （2）学習・生活環境の改善に向けた支援
- （3）居場所への参加支援
- （4）関係機関との連絡調整
- （5）その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

（支援対象者）

第3条 子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題を抱えている生活保護世帯のうち、自立を助長する観点から本事業を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯とする。

（支援の期間）

第4条 支援の期間は、原則として4月から翌年3月までとする。ただし、年度途中で新たに事業への参加を希望する世帯又はすでに事業に参加している世帯のうち辞退の申出があった世帯については、事業担当主幹、事業担当係長、地区担当係長、地区担当ケースワーカー、支援員の協議（以下「関係者の協議」という）により支援の可否を決定する。

（支援員の要件）

第5条 支援員は次に掲げる要件のうちいずれにも該当する者とする。

- （1）教員免許取得者、社会福祉士、臨床心理士等の資格を有する者
- （2）パソコン操作（ワード・エクセルで記録作成、データ管理等の文書作成）ができる者
- （3）本事業による支援を適切に行うことができる者

(支援の方法)

第6条 支援の方法は次のとおりとする。

- (1) 地区担当ケースワーカーは本事業を子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題を抱えている生活保護世帯に広く周知し、本事業への参加を希望する世帯又は支援対象候補者を選定し、関係者の協議により支援対象者を決定する。
- (2) 支援対象者を決定後、関係者の協議により支援対象者の支援方針及び支援計画等を策定する。
- (3) 支援員はケースワーカー及び関係機関等と連携し、家庭訪問等により支援方針及び支援計画に応じた相談・助言等の支援を行う。

(支援員の勤務形態)

第7条 支援員の勤務形態及び勤務時間については、別途定めることとする。

(支援員の服務)

第8条 支援員は、本事業の実施に際し、誠実かつ公正に服務しなければならない。

- 2 支援員は、職務を行うに当たっては、船橋市長の指揮監督を受けるものとする。
- 3 支援員は、その身分を明らかにするため、常に身分証明書を携帯しなければならない。
- 4 支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も、同様とする。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月13日から施行する。